

【消費税の引上げについて】

いつもニュースレターをお読み頂き、ありがとうございます。
税務部の今井貴之です。

消費税の引上げが、平成 26 年 4 月 1 日から 8%、平成 27 年 10 月 1 日から 10%と段階的に実施されることとなり、いよいよ 1 年をきりました。

市場では、消費税引上げ前に、住宅を購入する動きなど、既に始まっておりま
す。

また、消費税の引上げ分の価格転嫁が円滑に進み、中小の納入業者などの
経営を圧迫しないようにする措置や、消費税還元をうたったセールスの禁止など、
関連の法整備も、徐々に整えられつつあります。



来年のことなので、まだあまり実感のない方もいらっしゃるかと思いますが、引上げに伴う経過措置がいくつかあり、事前に検討しておくべきこともありますので、今回は、この「経過措置」についていくつか解説をさせていただきます。

Q1 「経過措置」とは？

消費税 8%への引上げ施行日は、平成 26 年 4 月 1 日になります。
この日以後の取引については、原則、すべて 8%となります。ただし、実務上、一定の配慮が必要な取引については、「指定日」を設けるなどして、経過的な措置を講じ、施行日後の取引であっても、5%を適用することになります。

Q2 「指定日」とは？

指定日とは、「平成 25 年 10 月 1 日」のことをさします。
工事等の請負契約や資産の貸付に係る契約などで、指定日の前日までに契約を締結しているものについては、引き渡しが施行日以後であったとしても、旧税率(5%)が適用されます。

	ケース①	ケース②
契約日	平成 25 年 9 月 27 日	平成 25 年 10 月 5 日
引き渡し日	平成 26 年 4 月 5 日	平成 26 年 4 月 5 日
適用税率	5% (旧税率)	8% (新税率)

ケース①とケース②では、引き渡し日は同じですが、契約日が、ケース①は指定日前、ケース②は指定日後となっております。そのため、適用される税率も、ケース①は 5%、ケース②は 8%となっております。

Q3 リース契約満了までは、5%のままの取引もありうる？

資産の貸付け（リース取引など）では、契約が指定日前の取引の場合には、その取引が満了するまで、取引時の税率が適用されます。例えば、平成 25 年 9 月 1 日に契約した、10 年リースでは、そのリース契約が満了となる平成 35 年 8 月まで、このリース取引については、5%で計算していくこととなります。

経過措置につきましては、上記に掲げた他にも、**一定の要件**があります。要件に該当する場合には、**新旧税率の選択適用ではなく、旧税率を必ず適用しなければなりません**ので、ご注意ください。

今回は、消費税引上げに関する、一部を解説させていただきました。このほか、注意すべき点は多々ありますので、詳しくは弊社担当者までお問い合わせください。

(税務部／今井 貴之)